

令和7年度随意契約一覧表【市長公室】

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
危機管理室	令和7年度富田林市防災フェア会場設営等業務	令和7年11月11日	西尾レントオール 株式会社 RA西日本営業部	契約日の翌日	～ 令和7年11月25日	1,800,000	令和7年度富田林市防災フェアを開催するにあたり、会場内で使用する備品を借用するとともに、会場設営、撤去に関して委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	防災フェアの開催に向けて当業務の競争入札を実施しましたが、適切な応札が得られず、不調となりました。イベント開催日が迫っている中、速やかに業者を選定する必要があるため、入札において唯一不備のない書類を提出していた事業者であり、かつ同日に同会場で開催される農業祭の会場設営を担う上記事業者に対し、業務期間および業務価格について打診を行ったところ、業務内容に支障のない範囲で対応が可能であること、さらに提示された価格が予定価格を下回るものであることを確認したことから。
デジタル推進室	富田林市公開型・統合型GIS導入及び運用保守業務	令和7年10月17日	国際航業 株式会社 大阪支店	契約日の翌日	～ 令和8年3月31日	51,115,900	本業務は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、航空写真や道路台帳情報などの地図データを集約・一元管理する統合型GISと、市民向けに地図データをインターネット上で公開する公開型GISの「公開型・統合型GIS」システムを導入するものです。 本システムの導入により、一元管理された地図データを職員が編集することで、リアルタイムで公開できる環境を整えることができ、行政サービスの円滑な提供が可能となります。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
デジタル推進室	富田林市書かない窓口システム構築業務	令和7年11月6日	日本電気 株式会社 関西支社	契約日の翌日	～ 令和8年3月31日	28,160,000	国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、「書かない窓口」システムを導入する業務です。 従来は来庁者が紙の申請書を手書きし、職員がシステムに手入力していましたが、本システム導入により手書き作業を不要にし、市民の利便性向上と行政手続きの効率化・デジタル化を実現します。申請手続きがスムーズになり、市民と職員双方の負担を軽減します。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
デジタル推進室	総合行政ネットワークの利用に係る運用・保守管理業務	令和7年11月28日	NTT西日本 株式会社 関西支店	令和8年2月1日	～ 令和13年1月31日	10,926,960	国と地方公共団体を接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）における、大阪府域ネットワークの運用及び保守管理に関する業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	大阪府共同調達（一般競争入札）により、本事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
デジタル推進室	富田林市基幹系システム運用・開発業務	令和7年11月27日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和8年1月1日	～ 令和12年12月31日	193,215,000	本市の主たる業務（住民基本台帳、税、国民健康保険、学齢簿、選挙等）に使用する基幹系システムの運用及び開発、またシステムに必要なハードウェア・ソフトウェア運用保守、常駐SEによる各種作業及び大量帳票印刷の業務を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業者は本市基幹系システムの標準化対応を実施した事業者であり、当該システムの構成、運用設定、機器の接続構成を最も熟知している。システムの内容を把握しているだけでなく、障害対応に必要な技術情報を有し、迅速な復旧作業を含む運用・保守業務を確実に遂行できる。また、当該システムは本事業者が開発し著作権を有しており、プログラム修正や改修作業を行えるのは同事業者に限られる。
デジタル推進室	富田林市基幹系システムクラウドサービス使用契約	令和7年11月27日	日本電子計算 株式会社 大阪支店	令和8年1月1日	～ 令和12年12月31日	755,570,200	本市の主たる業務（住民基本台帳、税、国民健康保険、福祉医療、学齢簿、選挙等）に使用する基幹系システムに係るシステム使用料及びデータセンタ使用料並びに通信回線使用料	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業者は本市基幹系システムの標準化対応を実施した事業者であり、当該システムの状況を最も熟知している。システムの内容や運用設定、機器の接続構成を把握しているだけでなく、障害対応に必要な技術情報を有しており、迅速な復旧を含む業務遂行が可能である。また、当該システムは本事業者が開発し著作権を有しているため、システムを安定的に利用するには同事業者からの提供に限られ、他社では対応できない。